

株式会社（辞任等により新たな役員（取締役）が就任した場合）

代表取締役が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。

なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)に掲載していますので、御利用ください。

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

フリガナ ○○ショウジ

1. 商号 ○○商事株式会社

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（株式会社）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。

なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由 取締役の変更

1. 登記すべき事項 別紙のとおり

登記すべき事項は、オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請により、データ送信ができ、これにより、登記手続を円滑に行うことができます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 登録免許税 金30,000円（又は10,000円）

資本金の額が1億円を超える場合は3万円、1億円以下の場合は1万円になります。収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

1. 添付書類※新たな代表取締役が就任する場合の代表取締役の選定に係る添付書類については、記載例1-7（取締役会設置会社）、1-8（取締役会を設置していない会社であって、取締役全員が各自会社を代表する場合又は株主総会で代表取締役を選定する場合）、1-9（取締役会を設置していない会社であって、取締役の互選により代表取締役を選定する場合）を参照してください。

（辞任の場合）辞任届 ○通

（死亡の場合）死亡届又は法定相続情報一覧図の写し ○通

※法定相続情報一覧図の写しについては、法務局ホームページ「『法定相続情報証明制度』について」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

臨時株主総会議事録 1通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

1通

就任承諾書

○通

印鑑証明書

○通

※取締役会を設置していない会社において新たに就任する取締役については、就任承諾書に、市町村に登録した印鑑を押し、当該印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付する必要があります。取締役会設置会社において新たに就任する代表取締役についても、同様です。

※また、登記所に印鑑を届け出ている取締役が辞任する場合には、辞任届に、登記所届出印又は市町村に登録した印鑑を押しする必要があります。市町村に登録した印鑑を押しした場合には、当該印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付する必要があります（登記所届出印を押しした場合には、印鑑証明書は不要です。）。

本人確認証明書 ○通

※新たに就任する取締役について、市町村長が作成した印鑑証明書を添付しないときは、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付します。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

委任状

1通

※代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり登記の申請をします。

契
印

令和 ○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号※₁
申請人 ○○商事株式会社 ※₂

※₁～※₄にはそれぞれ、
※₁→本店、※₂→商号、
※₃→代表取締役の住所、
※₄→代理人の住所、
を記載します。

○県○市○町○丁目○番○号※³
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

登記所に提出した印鑑を
押します。

契
印

〔 ○県○市○町○丁目○番○号※⁴
上記代理人 ○ ○ ○ ○ ⑩ 〕

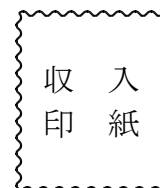
代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号

○○法務局 ○○支 局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙

(注) 割印をしないで貼ってください。
また、収入印紙の消印作業の都合上、
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう、御協力をお願いします。



契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

QRコード（二次元バーコード）付き書面申請による場合の別紙の例
（オンラインで申請する場合や登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。）

「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」〇〇〇〇
「原因年月日」令和〇年〇月〇日辞任
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」〇〇〇〇
「原因年月日」令和〇年〇月〇日就任

（注） 役員の辞任（又は死亡）及び就任の登記は合わせて1件として申請することができます。

（注） 1 オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請を活用することによって、申請書を簡単・正確に作成することができますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

[（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html）](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

[（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html）](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」
[（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html）](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

臨時株主総会議事録

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数 〇〇名
発行済株式の総数 〇〇〇〇株
(自己株式の数 〇〇〇〇株)

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使することができる株主の数 〇〇名
議決権を行使することができる株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席株主数 (委任状による者を含む) 〇〇名
出席株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席取締役 〇〇 〇〇 (議長兼議事録作成者)
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
出席監査役 〇〇 〇〇

(注) 法人である会計参与が出席した場合には、「出席会計参与 税理士法人法務会 (代表社員 〇〇 〇〇)」のように記載します。

以上のとおり株主の出席があったので、定款の定めにより代表取締役〇〇〇〇は議長席につき、本臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 取締役の辞任に伴う改選に関する件

議長は、取締役〇〇〇〇から辞任の申出があったため、後任者の選任の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認した。

議長は、下記の者を後任者に指名し、この者につきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり就任することに可決確定した。

取締役 〇〇 〇〇

なお、被選任者は、その就任を承諾した。

(注) 株主総会の席上で被選任者が就任を承諾し、その旨の記載及び被選任者の住所の記載が議事録にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する。」と記載してください。

なお、就任承諾書の添付を省略する場合においても、取締役会を設置していない会社では、新たに就任する取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要です。取締役会設置会社では、新たに就任する代表取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が、また、他の新たに就任する取締役につき、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前〇時〇分閉会し以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長及び出席役員がこれに記名する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社臨時株主総会

代表取締役 〇〇 〇〇

取締役 〇〇 〇〇

同 〇〇 〇〇

監査役 〇〇 〇〇

(注) 取締役会を設置していない会社において、新たに就任する取締役の就任承諾書について、株主総会議事録の記載をもって援用する場合は、議事録に市町村に登録した印鑑を押す必要があります。

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

一例です。会社の実情に合わせて作成してください。詳しくは，法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面として株主リストが必要になる場合について」を御覧ください。

証 明 書

次の対象に関する商業登記規則 61 条 2 項又は 3 項の株主は次のとおりであることを証明する。

対 象	株主総会等又は 総株主の同意等の別	株主総会	※ 1
	上記の年月日	令和〇年〇月〇日	※ 2
	上記のうち議案	全議案	※ 3

	氏名又は名 称※ 4・5	住所	株式数(株) ※ 6	議決権数	議決権数 の割合※ 7
1	A 田 B 男	〇県〇市〇町〇番〇号	30	30	30.0%
2	C 田 D 女	〇県〇市〇町〇番〇号	25	25	25.0%
3	E 田 F 男	〇県〇市〇町〇番〇号	20	20	20.0%
			合計	75	75.0%
			総議決権数	100	※ 8

令和〇年〇月〇日
 〇〇商事株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇 ※ 9

- ※ 1 株主総会, 種類株主総会, 株主全員の同意, 種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。種類株主総会等の場合は, 対象となる種類株式も記載してください。
- ※ 2 株主総会等の年月日を記載してください。
- ※ 3 全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は, 記載不要です。
- ※ 4 自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし, 議決権を有していれば, 株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。
- ※ 5 株主の氏名等は, 総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。記載を要する株主の数は,
 - ① 議決権の割合の合計が, 3分の2に達するまで
 - ② 10位に達するまでのいずれか少ない人数の株主を記載してください。

なお, 同順位の株主が複数いることなどにより②の株主が10名以上いる場合は, その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください(例: 同順位1位の方が20名いる場合は20名全員を記載します。次の方は21位ですので, 当該記載で10位に達したこととなります。)
- ※ 6 種類株式発行会社については, 種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は, 登記された名称を記載してください。
- ※ 7 株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には, 議決権数の割合の欄の記載は不要です。
- ※ 8 総議決権数にも, 自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。
- ※ 9 証明書は, 登記申請人名義で作成してください(ただし, 組織再編の登記の場合には, 例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。)

辞任届の例

辞 任 届

私は、このたび一身上の都合により、貴社の取締役を辞任いたしたく、お届けいたします。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 ⑩ (注)

〇〇商事株式会社 御中

(注) 登記所に印鑑を届け出ている取締役が辞任するときは、登記所届出印による押印又は市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

また、登記所に印鑑を提出している者がいない場合において、代表取締役が取締役を辞任するときは、市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

死亡届の例

死 亡 届

貴社の取締役〇〇〇〇は、令和〇年〇月〇日死亡いたしましたので、お届けいたします。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
長男 〇〇 〇〇

〇〇商事株式会社 御中

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役（注1）に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 ⑩（注2）

〇〇商事株式会社 御中

- （注） 1 代表取締役についても同様に作成します。
2 取締役会設置会社において代表取締役が新たに就任する場合及び取締役会を設置しない会社において取締役が新たに就任する場合には、就任承諾書に市町村に登録した印鑑を押す必要があります。
3 取締役会を設置していない会社では、新たに就任する取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要です。取締役会設置会社では、新たに就任する代表取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が、また、他の新たに就任する取締役につき、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です。

委任状の例

委 任 状

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当会社の取締役の変更登記の申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件（注1）

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩（注2）

- （注） 1 原本還付の請求をする場合に記載します。
2 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押してください。